

委託業務仕様書

1 委託業務名

「京都動物愛護フェスティバル」企画及び開催に係る業務

2 委託期間

契約締結の日（本市による契約の相手方の選定後、速やかに締結）から令和5年10月31日まで。

3 委託金額の上限

2,500,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

4 委託業務の内容

動物愛護に対する意識の醸成を図るため、動物愛護行政の実績や犬猫の適正飼養などについて情報発信する参加型イベントを開催する。

(1) 開催日時及び場所

開催日：令和5年9月23日（土）午前11時～午後4時

場所：ヒューリックホール京都及び立誠ひろば（京都市中京区蛸薬師通河原町東入備前島町310-2 立誠ガーデン ヒューリック京都1F）

(2) 実施概要

ア ステージ関係

メインステージをヒューリックホール京都（以下「ホール」という。）に設置し、以下の業務を請け負うこと。業務の実施に当たっては、ホールの利用規約（別添1）を順守することとし、使用する備品については、ホール附帯設備（無償）を用いること。

なお、有償の附帯設備やホールが所有しない設備等を使用する場合は、京都市及び京都府と協議のうえ、ホール運営者の承諾が必要となることに留意すること。

イ 設営

- ・ ヒューリックホール京都内に、表彰式等イベントを実施するためのステージ（目安：4間×2間×0.4m）を設営すること。
- ・ ステージ上に看板（案：令和5年度京都動物愛護フェスティバル）を掲げること。
- ・ ステージ前に客席を約100席設けること。
- ・ ステージ上の様子をカメラ等により撮影し、立誠ひろば内に大型ビジョン等、映像を鮮明に流すことのできる設備を設置し、リアルタイムで投影できるようにすること。
- ・ ホワイエ内に受付スペースを一角設けること。
- ・ 楽屋（2か所）について、1室を杉本彩氏専用の控室とすること。

- ・ その他、設営及び施設の利用方法についてはホールの利用規約の定めによるものとし、疑義が生じた場合は京都市を通じ、運営者と都度協議すること。
- (4) 実施内容
- ・ 令和4年度の実施内容を参考に、京都市及び京都府と協議のうえ、より良い企画を提案すること。
 - ・ 京都動物愛護センター名誉センター長（杉本彩氏）と京都市長による対談を行うこと。
 - ・ 長寿犬猫の飼い主表彰（参考：令和4年度の表彰犬は約600頭）のスライドショーを作成し、表彰式及び幕間にステージ上へ投影すること。
 - ・ 動物愛護に係る功労者表彰を行うこと。（参考：令和4年度は4名）
 - ・ 補助犬に係る啓発を行うこと。
 - ・ ペットの防災対策に係る啓発を行うこと。
- (5) 進行
- ・ 司会者及び手話通訳者を確保し、当日の進行を行うこと。
 - ・ イベントの内容に応じ、出演者を確保すること。
- (6) ステージ管理
- ・ ステージ上でのイベントに合わせて、舞台転換すること。
 - ・ 音響等の操作を行うこと。なお、設備操作の際は、ホール運営者が指名する立会技術員の指示に従うこと。
 - ・ イベント終了後、利用場所の清掃及び原状回復を行うこと。
- (7) 台本作成
- ・ 京都市及び京都府と協議のうえ、ステージ上イベントの進行に係る台本を作成すること。
- イ 立誠ひろば関係
- ブース関係を立誠ひろば（以下「ひろば」という。）内に設置し、主に以下の業務を請け負うこと。業務の実施に当たっては、ひろばの利用規約（別添2）を順守すること。
- (7) 設営
- ・ テント（約2間×1.5間）、幕、長机、机を覆う白い布、椅子を確保し、出展者用ブースとして18箇所程度、別途示すレイアウト図どおりに設置すること。
 - ・ 総合案内所となる本部ブース（3間×2間）を設置すること。
 - ・ 各ブースについて、足元をシート等で養生すること。
 - ・ ホールの様子を映し出す大型ビジョン等、映像を鮮明に流すことのできる設備及び音響機材を設置すること。
 - ・ 長寿犬猫の飼い主表彰のスライドショーのみを投影することのできるモニターを設置すること。
 - ・ 各ブースについて、ブース名を掲げるパネルを設置すること。なお、出展ブースについては今後、京都市及び京都府が選定するものとする。

- ・ 本市が所有するミスト装置を運搬、設置、運営すること。なお、運搬とは京都市上下水道局総合庁舎（京都市南区上鳥羽鉾立町11-3）と立誠ひろばの間を行うものとする。
- ・ 必要に応じて、ブースに電源を確保すること。
- ・ その他、設営及び施設の利用方法については利用規約の定めによるものとし、疑義が生じた場合は京都市を通じ、運営者と都度協議すること。

(4) 管理

- ・ ひろば内に設置した各機材の操作を行うこと。
- ・ イベント終了後、利用場所の清掃及び原状回復を行うこと。
- ・ その他、当日参加者やブース出展者からの要望があれば、京都市及び京都府と協議のうえ、柔軟に対応すること。

ウ 広報

- ・ 本イベントを広く周知するため、積極的に広報活動を行うこと。
- ・ 周知用チラシを8,000部印刷すること。

エ ゲスト

- ・ 動物愛護にちなんだゲストを確保し、イベントの一部に出演させること。
- ・ なお、京都市及び京都府では、別途、京都動物愛護センター名誉センター長の杉本彩氏に出演を依頼している。

オ 感染症対策

- ・ 会場出入口等に手指消毒液を設置すること。
- ・ 客席等で人と人が触れ合わない間隔を確保する等、来場者間の密集回避を講じること。
- ・ 出演者やスタッフ等の健康管理を徹底する等、出演者等の感染対策を講じること。
- ・ その他、感染症予防効果のある対策を講じること。

カ 実施報告書の作成

イベント終了後、指定期日までに、実施概要及び動員数等の実績を取りまとめた実施報告書を作成し、本市へ提出すること。

(3) 費用負担

ア 会場使用料等

会場の使用料については以下のとおりとし、受託者が負担すること。

(7) ホール関係

- ・ 使用料（8時間）：100,000円/日
- ・ 延長料金（1時間）：10,000円
- ・ 音響機材・技術費（2人）：35,000円/8h×2名

(4) ひろば関係

- ・ 使用料（8時間）：150,000円/日
- ・ 延長料金（1時間）：10,000円
- ・ 設備員管理立会費：30,000円/8h
- ・ 電気料金：45円/1kWh

- ・水道料金：500 円/1m³

イ その他

- ・ 杉本彩氏の出演料を除き、(2)実施概要のアからカに係る費用については全て受託者が負担すること。
- ・ 搬入搬出に係るイベント関連車両の駐車については、利用規約に基づき本市及び運営者の指示に従うものとし、近隣の駐車場を利用する場合、費用は受託者が負担すること。

(4) 留意事項

- ・ イベントの実施に当たっては、企画提案書の内容にかかわらず、受託者が企画内容を京都市及び京都府と調整し、京都市及び京都府の承諾を得ること。
- ・ イベント会場の使用に際し、受託者が自己の責めにより損害を与えたときは、受託者がその責任を負うこととし、損害を負担すること。
- ・ イベントにおける事故等に備え、保険に加入すること。

5 スケジュール

令和5年	6月中旬	契約、イベント企画準備開始
	8月中旬	広報発表
	9月23日(土)	イベント開催
	10月31日(火)	実施報告書の提出期限

6 見積り・支払い

(1) 見積り

見積りの金額については、本事業の実施に当たり発生する作業に係る全ての経費の合計金額とし、追加費用は一切請求できないものとする。

(2) 支払方法

委託業務等の終了後、委託業者からの適法な支払請求書を受理したときから、30日以内に支払うものとする。

7 その他

- (1) 本仕様書に記載されている事項のほか、京都市契約事務規則及びホール及びひろばの利用規約を順守すること。
- (2) 他の募集案件に係る提案内容と連動した企画等の提案も可能とする。
- (3) 本仕様書に記載のない事項又は仕様書に疑義が生じた場合は、京都市及び京都府と協議し、その決定に従うこと。